### <個票情報>

所 管 部 署	建設課
適用日(掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

## <処分の概要>

不利益処分の名称	建築物の移転又は除却費用の徴収
処 分 権 者	町長
根拠規定	土地区画整理法第 78 条第 2 項

#### <処分基準/聴聞・弁明手続>

<処分	基準	≛╱塬	関・	弁明手続 <i>&gt;</i> -
基	準	規	定	土地区画整理法第 78 条第 2 項
	分			■設定 □未設定 次の(1)又は(2)の建築物その他の工作物又は竹木土石等(以下「建築物等」と総称する。)が、土地区画整理法(以下「法」という。)第76条第4項若しくは第5項、都市計画法第81条第1項若しくは第2項又は建築基準法第9条の規定により行政庁から移転又は除却を命ぜられているものである場合においては、施行者は、これらの建築物等の所有者に対しては、移転又は除却により生じた損失を補償することを要しないものとし、建築物等を移転し、又は除却した場合におけるその移転又は除却に要した費用は、これらの建築物等の所有者から徴収することができるものとする。 (1)法第98条第1項の規定により仮換地若しくは仮換地について仮に権利の目的となるべき宅地若しくはその部分を指定した場合、法第100条第1項の規定により従前の宅地若しくはその部分について使用し、若しくは収益することを停止させた場合又は公共施設の変更若しくは廃止に関する工事を施行する場合において、従前の宅地又は公共施設の用に供する土地に存する建築物等を移転し、又は除却することが必要となったときに、施行者が、法第77条第1項の規定により移転し、又は除却した建築物等 (2)施行者が、法第77条第1項の規定により建築物等を移転し、又は除却しようとする場合において、同条第2項の規定により、相当の期限を定め、その期限後においてはこれを移転し、又は除却する旨をその建築物等の所有者及びも有者に対し通知するとともに、その期限までに自ら移転し、又は除却する意思の有無をその所有者に対し照会したときに、当該照会を受けた者が自ら移転し、若しくは除却した建築物等
参	考	資	料	

聴聞・弁明手続			行政手続法第13条第2項第4号の規定に該当し、適用除外
備		考	
設	定	日	平成 27 年 10 月 31 日

### <個票情報>

所 管 部 署	建設課
適用日(掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

## <処分の概要>

不利益処分の名称			名称	仮清算金の徴収
処	分	権	者	町長
根	拠	規	定	土地区画整理法第 102 条第 1 項

### <処分基準/聴聞・弁明手続>

- たりを牛/ 応闻・カ	1 33 3 4365
基準規定	土地区画整理法第 94 条、第 102 条第 1 項
処 分 基 準	■設定 □未設定 施行者は、土地区画整理法(以下「法」という。)第98条第1項の規定により 仮換地を指定した場合又は法第100条第1項の規定により使用し、若しくは収益 することを停止させた場合において、必要があると認めるときは、法第94条に定めるところに準じ、土地の位置、地積、土質、水利、利用状況、環境等を総合的に 考慮して仮に算出した仮清算金を、清算金の徴収又は交付の方法に準ずる方法により 徴収し、又は交付することができる。
参考資料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第13条第2項第4号の規定に該当し、適用除外
備考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

### <個票情報>

所 管 部 署	建設課
適用日(掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

## <処分の概要>

不利益処分の名称	清算金の徴収
処 分 権 者	町長
根拠規定	土地区画整理法第 110 条第 1 項

<処分基準/聴聞・弁明手続>				
				土地区画整理法第 110 条第 1 項・第 2 項
基	準	規	定	土地区画整理法施行令第 61 条
				■設定 □未設定
				施行者は、土地区画整理法(以下「法」という。)第103条第4項の公告があ
				った場合においては、法第104条第8項の規定により確定した清算金を徴収し、
				又は交付しなければならない。この場合において、確定した清算金の額と法第10
				2条第1項の規定により徴収し、又は交付した仮清算金の額との間に差額があると
				きは、施行者は、その差額に相当する金額を徴収し、又は交付しなければならない。
			***	
処	分	基	準	
参	考	資	料	
				   行政手続法第13条第2項第4号の規定に該当し、適用除外
n+ =	в 4	's pp -	r //+	
- 聴聞	引・チ	年明 =	上統	
			-4	
備			考	
		_		
設		定	日	平成 27 年 10 月 31 日
L				

### <個票情報>

所 管 部 署	建設課
適用日(掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

## <処分の概要>

不利益処分の名称	督促手数料及び延滞金の徴収
処 分 権 者	町長
根拠規定	土地区画整理法第 110 条第 4 項

<処分基準/聴聞・弁明手続>				
基準	規	定	土地区画整理法第 110 条第 3 項・第 4 項 土地区画整理法施行規則第 17 条 土地区画整理法施行規則第 17 条の規定に基づく手数料の額 (平成 15 年国土交通省告示第 279 号)	
処分	基	準	■設定 □未設定  (1) 土地区画整理法(以下「法」という。)第110条第1項の規定により徴収すべき清算金(利子を付した場合においては、その利子を含む。以下同じ。)を滞納する者に対して、督促状によって納付すべき期限を指定して督促する場合においては、施行規程で定めるところにより、(2)の額以下の督促手数料及び年10.75パーセントの割合を乗じて計算した額の範囲内の延滞金を徴収することができる。 (2) 督促手数料の限度額は、督促状1通につき、次に定める額のうち最も低い額とする。 ① 郵便法第67条第2項第3号に規定する定形郵便物の料金の額② 民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者(以下「一般信書便事業者」という。)が同法第16条第1項の規定により届け出た料金のうち、大きさ及び形状が民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則第22条で定める基準に適合する信書便物であって、その重量が25グラム以下のものに係る料金の額(一般信書便事業者が複数であるときは、当該料金の額のうち最も低い額) ③ 民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第9項に規定する特定信書便得務に関する法律第2条第9項に規定する特定信書便であるときは、当該料金の額のうち最も低い額)(法第3条第2項から第5項まで又は第3条の2及び第3条の3の規定による施行者が同法第41条第2項又は第110条第4項の規定による督促状の送付をするために当該特定信書便役務を利用することができる場合に限る。)	
参考	資	料		

聴聞・弁明手続			行政手続法第13条第2項第4号の規定に該当し、適用除外
備		考	
設	定	日	平成 27 年 10 月 31 日

### <個票情報>

所 管 部 署	建設課
適用日(掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

## <処分の概要>

不利益処分の名称	換地を住宅先行建設区内に定めるべき宅地の指定の取消し
処 分 権 者	町長
根拠規定	土地区画整理法第 117 条の 2 第 4 項

### <処分基準/聴聞・弁明手続>

基準規定	土地区画整理法第 117 条の 2 第 3 項・第 4 項
処 分 基 準	■設定 □未設定 施行者が、住宅先行建設区における住宅建設の適切な遂行を確保する上で支障があるとして、土地区画整理法(以下「法」という。)第85条の2第5項の規定により指定された宅地について所有権又は住宅の所有を目的とする借地権を有する者に対し、法第117条の2第3項の規定により、相当の期限を定めて、当該宅地についての換地(法第117条の2第2項の場合にあっては、当該宅地について指定された仮換地)における住宅の建設のため必要な措置を講ずべきことを勧告をした場合において、その勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、法第85条の2第5項の規定による宅地の指定の取消し、換地計画の変更その他必要な措置を講ずることができる。
参考資料	
聴聞・弁明手続	
備考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日